

議案第16号

渋川市公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月2日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例  
渋川市公文書等の管理に関する条例（令和元年渋川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

（4） 群馬県市町村公平委員会が管理する文書

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

公平委員会に関する文書の取扱いを明確にするため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）                      第2条（略）                      2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第20条を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。                      （1）～（3）（略）  <u>（4）群馬県市町村公平委員会が管理する文書</u>                      3・4（略）</p>	<p>（定義）                      第2条（略）                      2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第20条を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。                      （1）～（3）（略）                      3・4（略）</p>